

# 泉南市マスコットキャラクターイラストデータ使用要綱

平成 27 年 1 月 5 日施行

平成 27 年 5 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、泉南市マスコットキャラクターイラストデータ（以下「イラストデータ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン及び名称)

第 2 条 イラストデータのデザイン及び名称は、次のとおりとする。

デザイン 別紙記載のとおり

名称 「泉南熊寺郎」及び「せんくま」

(著作権等)

第 3 条 イラストデータに関する著作権その他の一切の権利は、泉南市に帰属する。

(使用方法)

第 4 条 イラストデータは、自己の商品又は景品の本体、包装又は広告物においても使用することが出来る。

(使用の遵守事項)

第 5 条 イラストデータの使用の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 2 条に定めるデザイン及び名称を使用すること。
- (2) イラストデータの色や形の編集をしないこと。ただし、フルカラー印刷を行うことができない場合その他の印刷の都合上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (3) イラストデータを第 2 条に定めるデザイン及び名称により、又は改変して商標法（昭和 34 年法律第 127 号）による商標登録、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）による意匠登録その他の登録を行い、又は新たな権利の設定をしないこと。
- (4) イラストデータを使用して作成し、又は製造する物品（以下「使用物品」という。）について、本市が作成し、製造し、販売し、又は品質を保証する等本市が責任を負うものであると誤認されるおそれがないよう必要な配慮を行うこと。
- (5) 使用物品の使用にあたり、第三者に損害を生じさせないよう必要な配慮を行うこと。
- (6) 泉南市の品位を傷つけ、信用を害し、又は正しい理解の妨げになるおそれのないよう配慮を行うこと。
- (7) 法令また公序良俗に反するおそれがないよう配慮を行うこと。
- (8) 特定の個人、政党又は宗教法人を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがないよう配慮を行うこと。

(使用対象者)

第 6 条

使用対象者は、個人、団体等制限を設けない。ただし、前条に掲げる事項を遵守すること。

(使用に係る料金)

第 7 条 イラストデータの使用料は、無料とする。

(使用の是正)

第 8 条 市長は、使用者がこの要綱に違反すると認めるときは、使用者に対し是正を求めることができる。

2 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(使用の中止)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対し使用を中止させることができる。

- (1) イラストデータの仕様の内容が第 5 条に掲げる事項に違反すると認めるとき。
  - (2) 前条第 1 項の規定による是正の求めに応じないとき。
- 2 前項の規定により使用を中止された者（以下「使用中止者」という。）は、直ちに、イラストデータの使用を中止しなければならない。
- 3 市長は、使用中止者に対し、当該中止に係る使用物品の回収を求めることができる。
- 4 前項の規定による回収に要する費用は、使用中止者が負担するものとする。

(責任の制限)

第9条 市長は、イラストデータの使用によって生じた損失について損害賠償の責めを負わない。使用の中止によって生じた損失についても、また、同様とする。

2 市長は、使用者がキャラクターの使用によって第三者に与えた損失について損害賠償の責めその他法律上の一切の責任を負わない。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、同日以後に使用するイラストデータの使用について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。